

審査基準整理票

処分名	大津市リサイクルセンター木戸会議室の使用料の還付		
根拠法令名	大津市リサイクルセンター木戸設置条例 (平成25年3月22日条例第20号)	(条項) 第7条ただし書き	
基準法令名	大津市リサイクルセンター木戸設置条例 (平成25年3月22日条例第20号)	(条項) 第7条ただし書き	
所管部署	環境部リサイクルセンター木戸		
標準処理期間	30日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【大津市リサイクルセンター木戸会議室使用料の還付基準】</p> <p>・掲載図書等【】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>大津市リサイクルセンター木戸設置条例第7条ただし書きに規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」として、次の各号のいずれかに該当する場合に還付するものとし、その場合における還付する金額は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められるとき。 全額</p> <p>(2) その他所長が必要と認めたとき。 その都度市長が定める額</p> <p>[根拠法令等]</p> <p>大津市リサイクルセンター木戸設置条例</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第7条 既に支払われた第5条第1項の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。